

令和6年9月5日

## 第469回白石市議会定例会議案書



# 目 次

## 報 告

報告第 8 号	損害賠償額の決定及び和解について	・・・	2
報告第 9 号	令和 5 年度白石市健全化判断比率及び資金不足比率について	・・・	4
報告第 10 号	私債権の放棄について	・・・	5

## 議 案

議案第 59 号	教育委員会委員の任命について	・・・	8
議案第 60 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	9
議案第 61 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 17 号） （令和 6 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	10
議案第 62 号	令和 5 年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	・・・	11
議案第 63 号	令和 5 年度白石市水道事業会計利益の処分及び決算の認定並びに白石市下水道事業会計決算の認定について	・・・	12
議案第 64 号	令和 5 年度白石市病院事業会計決算の認定について	・・・	13
議案第 65 号	白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・	14
議案第 66 号	白石市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・	16
議案第 67 号	白石市郷土資料館建設基金条例の一部を改正する条例	・・・	19

# 報 告

報告第 8 号

損害賠償額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

(写)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年6月27日

白石市長 山 田 裕



公用車の物損事故による損害賠償額の決定について

令和5年11月6日午後0時10分頃、白石市大平中目字南田地内で発生した公用車の物損事故について、下記のとおり損害賠償額を決定する。

記

- 1 損害賠償額 150,300円
- 2 損害賠償の相手方 住所  
氏名

## 報告第 9 号

### 令和 5 年度白石市健全化判断比率及び資金不足比率について

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

#### 1 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.7%	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率において赤字がない場合並びに将来負担比率が算定されない場合、「—」と表記している。

#### 2 資金不足比率

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	—

※資金不足がない場合、「—」と表記している。

報告第10号

私債権の放棄について

白石市債権管理条例（平成29年白石市条例第1号）第18条第1項の規定により、市の私債権について別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月5日

白石市長 山 田 裕 一

(写)

白水第334号  
令和6年7月19日

白石市議会議長 松野 久郎 殿

水道事業  
白石市長 山田 裕



債権放棄報告書

白石市債権管理条例第18条第1項の規定に基づき、市の債権について放棄しましたので、同条第2項の規定により報告します。

放棄した債権の種類	水道料金
放棄した債権の金額	5,598,971円
放棄した債権の件数	970件
債権を放棄した理由	条例第18条第1項第1号、第2号、第4号及び第7号に該当
債権を放棄した時期	令和6年3月31日

【上記の内訳】

年 度	18条1項1号 生活困窮		18条1項2号 時効期間満了		18条1項4号 破産による免責		18条1項7号 死亡・行方不明		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成22年度	5	29,682	221	2,058,519	9	43,958	51	177,939	286	2,310,098
平成23年度			176	926,288			67	339,944	243	1,266,232
平成24年度			175	888,177			72	228,967	247	1,117,144
平成25年度	4	7,768	129	732,251	2	3,884	59	161,594	194	905,497
合 計	9	37,450	701	4,605,235	11	47,842	249	908,444	970	5,598,971

# 議 案

議案第59号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 小 室 秀 一

生年月日

令和6年9月5日

白石市長 山 田 裕 一

議案第60号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所

氏 名 石 川 豊 子

生年月日

住 所

氏 名 齋 藤 のり子

生年月日

住 所

氏 名 佐 藤 由 光

生年月日

令和6年9月5日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 6 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 7 号）

（令和 6 年 7 月 2 6 日専決）

令和 6 年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第62号

令和5年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日

白石市長 山田 裕一

議案第63号

令和5年度白石市水道事業会計利益の処分及び決算の認定並びに白石市下水道事業会計決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日

白石市長 山田 裕一

議案第64号

令和5年度白石市病院事業会計決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日

白石市長 山田 裕一

議案第65号

白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険条例（昭和34年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 6 号

白石市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(白石市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 白石市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年白石市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

(白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年白石市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3項において「省令」という。))」を「省令」に改め、同条第2項を次のよ

うに改める。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

第4条第3項中「第1項の規定」を「市の人口規模」に改め、「（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。）」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

白石市郷土資料館建設基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日

白石市長 山 田 裕 一

白石市郷土資料館建設基金条例の一部を改正する条例

白石市郷土資料館建設基金条例（昭和60年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条第1項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。